委託契約書 (案)

茨城県霞ケ浦環境科学センター(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは, 霞ケ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務の委託について, 次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

- 第1条 甲は次の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- (1) 委託業務名 霞ケ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託
- (2) 委託業務の内容 霞ケ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託仕様書(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり。

(委託業務の実施)

- 第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の霞ケ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託仕様書に従って行わなければならない。
- 2 委託業務を実施するにあたり、必要な事項で業務委託仕様書に明記されていないものがあるときは、 甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は 平成31年 月 日から平成32年3月17日までとする。

(委託料等)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、金 係る消費税及び地方消費税の額 円)とする。

円(うち取引に

(委託料の支払)

- 第5条 甲は委託事務が終了しその額が確定した後に、委託料を乙の請求により支払うものとする。
- 2 甲は,前項の支払請求を受けたときは,その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、委託料 90%以内の必要と思われる金額については、乙の請求により 概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、その都度概算払請求書を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年2.7パーセントの割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は契2約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(委託料の使途)

- 第7条 乙は、委託費を委託事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反に係る返還金を乙に請求することができるものと する。

(実績報告等)

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに委託業務の実績報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの 契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、 乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の規定する委託料の額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示によって返還するものとする。

(再委託の制限)

第11条 乙は、委託業務の達成のため、委託事務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

- 第 12 条 乙は委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、 又は解除された後についても同様とする。
- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する 条例(平成17年3月24日茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置 を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告)

- 第14条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(帳簿等)

- 第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備えて収入支出の額を記載し、また収入支出に関する証拠書類等を整備し、金銭の出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

- 第 16 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。
- 2 乙は、甲から委託事務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第17条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 18 条 委託業務の履行に際して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費はその限度において甲が負担するものとし、その額は甲乙協議のうえで定めるものとする。

(委託業務の中止等)

- 第19条 乙は,災害その他やむを得ない事由により,委託業務の遂行が困難になったときは,その事由及 び経過を記載した文書を甲に提出し,甲の指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙を協議のうえ契約の解除又は一部変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託業務の出来高に応じて委託料の支払を行うものとする。この場合の手続きは、第5条及び第9条の規定に準じて行うものとする。

(業務内容の変更等)

- 第20条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、 甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙は損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないもとし、 その賠償額は、甲乙協議して定める。

(事情変更による解除)

- 第 21 条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除等)

- 第22条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、何ら催告を要せずこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者もしくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定による契約の解除により甲に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、乙は同項の違約金のほか、その超える額を甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は 賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第23 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者 (暴力団等)から不当介入(不当要求等)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなけ ればならない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

- 第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲 乙協議のうえ定めるものとする。
- この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成31年 月 日

土浦市沖宿町 1853 番地 甲 茨城県霞ケ浦環境科学センター長 福島 武彦